

外国人社員の方の在留資格「高度専門職」の取得を支援します！

～「高度人材ポイント制度の特例」活用で、申請時に**10点加算**できます～

国家戦略特区・北九州市の「高度人材ポイント制度の特例」を活用いただくことで、外国人社員の方の**在留資格「高度専門職」の許可取得要件を緩和し、企業のダイバーシティの取組を支援します。**

高度人材ポイント制とは：「学歴」「職歴」「年収」などの規定された項目に該当するポイントの合計が70点以上の高度外国人材に対し、在留資格「高度専門職」を発行する制度

特例活用のメリット

「+10点」の特別加算により、「高度専門職」の許可を取得※しやすくなります。 ※合計70点以上

<在留資格の比較>

	技術・人文知識・国際業務	高度専門職
在留期間	中小企業は当初1年更新 (上場企業等は5年更新)	5年更新
永住許可要件	在留歴10年	在留歴3年(70点以上) 在留歴1年(80点以上)
親の帯同	×	○
配偶者の就労	週28時間以内の 資格外活動のみ	「技術・人文知識・国際業務」 「研究」「教育」「興行」分野
入国管理局での 在留手続き優先処理	×	○

出入国管理上の優遇措置あり

<ポイント計算イメージ>

項目	要件	点数
学歴	日本の大学・大学院卒業	10点
	修士号	20点
職歴	3年以上5年未満	5点
年齢	30歳未満	15点
年収	400～500万円	10点
特別加算	特区特例	10点
合計		70点

高度外国人材がより活躍しやすい環境づくりにより、優秀な人材の採用や多様な働き方の実現に繋がります！



特例活用条件・申請の流れ

1 対象

下記の財政支援を受けている北九州市内の企業で就労する高度外国人材で、対象期間に在留資格の更新・変更・新規取得の申請をする方

- グリーンアジア国際戦略総合特区における固定資産税の課税免除
- 北九州市環境未来技術開発助成
- 北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業助成金

2 対象期間

対象となる財政支援を受けている期間

3 特例活用申請の流れ

- ①対象財政支援の決定【北九州市⇒企業】
- ②特例活用にかかる企業認定申請【企業⇒北九州市】

申請書類：北九州市国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業企業認定申請書、
対象財政支援を受けていることを証する書類(写)

申請先：企画調整局地方創生SDGs推進部企画課特区担当

※企業認定申請に関する詳細は、北九州市HPをご確認ください。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kikaku/28500203.html>

【北九州市HP】

- ③企業認定書の交付【北九州市⇒企業】

- ④在留資格更新等の申請【外国人材の方⇒出入国在留管理局】

在留資格更新等の申請時に、提出書類として③企業認定書(写)を添付

※申請の流れ・提出書類等の詳細は、出入国在留管理庁HPをご確認ください。

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmact_3_procedure_index.html 【出入国在留管理庁HP】

<申請イメージ>



本特例に関する問い合わせ先：北九州市企画調整局

地方創生SDGs推進部企画課特区担当 TEL 093-582-2904